

みやま市地域花火大会補助金制度

花火の文化を継承し地域内外の交流や賑わいを創出し地域を活性化するための地域での花火大会を行う団体に補助金を交付します。

■補助対象事業

・補助の対象となるのは、花火の文化を継承し地域の活性化や賑わい創出を目的として実施する地域での花火大会に関する事業。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 団体の運営を目的とする事業
- (4) 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- (5) 営利のみを目的とする事業
- (6) その他補助することが適当でないと認められる事業

■補助対象団体

【対象団体の要件】

- (1) 団体の構成員の過半数がみやま市に在住又は在勤若しくは在学する者で構成する団体であること。
- (2) 団体の組織及び運営を定めた規約、会則等があること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において主な活動を行っていること。

【補助の対象とならない団体】

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

■補助対象経費

打ち上げ花火の委託に要する経費

■補助金額

1事業当たり50万円。ただし、当該補助金と別の補助金の対象となる事業を同時開催する場合は25万円とする。

※補助対象経費の合計金額が補助金の額未満となる場合は当該補助対象経費の金額を補助金額とする。

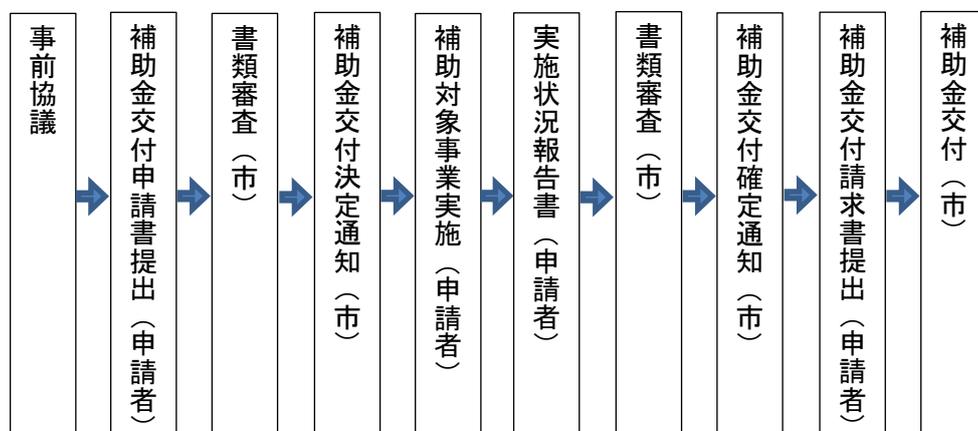
■申請方法

【申請書及び提出書類】

より具体的な協議とするため、当市との事前協議までに、可能な限り次の書類を準備・提出してください。

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書（任意様式）
- ・収支予算書（任意様式）
- ・補助金交付申請者調書

■補助金交付までの手続きの流れ



※令和7年度は先着順に受付を行い随時審査を行っておりますが、令和8年度から受付方法及び審査方法が変更となる場合があります。

<申請・問合せ先>

みやま市瀬高町小川5（みやま市役所別館1階）

環境経済部商工観光課商工観光係

TEL 0944-64-1523

FAX 0944-64-1546